

平成 24 年 10 月 日

京 都 市 長
門川 大作 様

京 都 市 環 境 審 議 会
会 長 内 藤 正 明

京都市環境影響評価等に関する条例の改正について（答申）

平成 22 年 6 月 30 日付環環管第 15 号により，当審議会に諮問された「京都市環境影響評価等に関する条例の改正」について，鋭意審議を重ね，その結果をとりまとめましたので，別記のとおり答申します。

(案)

京都市環境影響評価等に関する条例の改正について

答 申

(第 1 3 号)

平成 2 4 年 1 0 月

京都市環境審議会

(目 次)

1	はじめに	1
2	京都市の環境影響評価制度に係る取組状況	2
	（１）これまでの取組	
	（２）改正法の主な内容	
3	条例改正にあたっての基本的な考え方	2
	（１）環境影響評価に係る手続の追加	2
	ア 計画段階環境配慮	
	イ 環境影響評価手続において提出されるすべての図書に係る インターネットによる公表（電子縦覧）の義務化	
	（２）対象事業の拡大	3
	ア 対象事業の拡大等	
	イ 第１類事業	
	（ア）風力発電所の設置を対象事業に追加	
	（イ）宅地の造成の事業（開発行為）の規模変更	
	（ウ）建築物の規模変更	
	ウ 第２類事業	
	第２類事業の対象範囲	
	（３）その他の事項	5
	ア 工事を複数回に分けた事業への環境影響評価制度の適用	
	イ 特定地域の拡大	

1 はじめに

京都市では、本市の自然環境や景観を保全するため、大規模な事業に着手する前に、環境影響評価法（以下、「法」という。）や京都市環境影響評価等に関する条例（以下、「条例」という。）に基づき、環境影響評価（環境アセスメント）の実施が義務付けられている。

環境影響評価（環境アセスメント）制度とは、鉄道、高速道路の建設や大規模な開発行為について、あらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測又は評価を行い、この結果に対する意見を踏まえ、環境に与える影響をできるだけ少ない事業としていく仕組みである。

国においては、法の完全施行（平成11年6月）から10年以上が経過する中、法施行後の新たな課題等に対応するため、平成21年8月から中央環境審議会では法改正案の検討が進められた。

京都市環境審議会（以下、「市審議会」という。）では、法改正案の閣議決定（平成22年3月）の後、平成22年6月に京都市長から「京都市環境影響評価等に関する条例の改正」について諮問を受けた。

これを受けて市審議会では、新たに環境影響評価条例部会（以下、「部会」という。）を設置し、審議会を2回、部会を6回開催して審議を進め、平成24年3月には、市審議会として中間とりまとめを行い、このとりまとめについて市民意見募集を行った。

本答申は、こうした市審議会等における議論や市民意見を踏まえ、市審議会として「京都市環境影響評価等に関する条例の改正に向けた考え方」についてとりまとめたものである。

京都市においては、本答申を踏まえ、京都市環境影響評価等に関する条例を速やかに改正されることを期待する。

2 京都市の環境影響評価制度に係る取組状況

(1) これまでの取組

京都市においては、平成11年6月に法が施行されたことを受け、同年月に、法より厳しい規模要件を設け、事業者に環境影響評価（環境アセスメント）の実施を義務付ける条例が施行された。

また、平成16年10月には、京都市計画段階環境影響評価要綱（以下、「要綱」という。）が策定され、国に先駆けて、京都市が行う事業について「計画段階環境配慮」（事業実施段階での環境影響評価に加えて、更に早い段階、計画発案段階において、環境に与える影響を可能な限り低減するよう検討する環境配慮）の実施が義務付けられた。

(2) 改正法の主な内容

平成23年4月に、国において、

① 手続の追加

- 計画段階環境配慮（配慮書）手続を義務化
- 事業者が作成する図書のインターネットによる公表（電子縦覧）の義務化
- 環境影響の調査方法（方法書）に関する説明会開催の義務化
- 政令市長から事業者への直接の意見提出
- 工事中の環境調査結果の公表（報告書）手続を義務化

② 対象事業の拡大

- 風力発電所の設置を対象事業に追加

を主な内容とする法改正が行われた。

こうした国の動きを踏まえ、京都市から、市審議会に対して、「京都市環境影響評価等に関する条例の改正について」諮問が行われた。これを受けて市審議会及び部会において検討を行った結果、後述の「条例改正にあたっての基本的な考え方」を示すに至った。

3 条例改正にあたっての基本的な考え方

京都市では条例の改正に際して、以下の事項を基本的な考え方とされたい。

(1) 環境影響評価に係る手続の追加

条例の改正にあたっては、法改正の内容に加えて、以下の事項を条例に盛りこむべきである。

ア 計画段階環境配慮

法が対象とする事業について、計画段階環境影響評価手続が義務化されたことを踏まえ、現在、要綱に基づき、京都市が行う事業を対象に義務付けられている同手続を条例化すべきである。

また、事業の内容が固まる前の早い段階において、環境への影響が少ない事業となるよう検討を行うという、計画段階環境配慮の趣旨を踏まえ、改正法に規定された配慮書の提出より前に、配慮書案の提出を義務付けるとともに、配慮書案について説明会等の実施、市民意見及び市長意見の聴取を義務付けるべきである。

イ 環境影響評価手続において提出されるすべての図書に係るインターネットによる公表（電子縦覧）の義務化

今般のインターネットの普及を受け、市民等の利便性向上を図るため、環境影響評価制度の運用に際しても、インターネットを積極的に活用すべきである。

改正法において、方法書、準備書、評価書のインターネットによる公表（電子縦覧）が義務化されたところであるが、京都市では、これに加えて、配慮書案など条例に基づき提出を求めるすべての図書について電子縦覧を義務付けるべきである。

上記ア、イについては、京都市の自然環境や景観等の一層の保全を図るため、条例の対象事業のみならず、法が対象とする事業についても適用すべきである。

（２） 対象事業の拡大

ア 対象事業の拡大等

現行条例の対象事業よりも小規模ではあるものの、周辺の環境に影響を及ぼすと考えられる事業についても、環境影響評価制度の対象とすることが望ましい。市審議会としては、現行条例の対象事業を「第１類事業」とし、これよりさらに小規模な、現在、要綱で対象としている事業を「第２類事業」として条例化するべきであると考ええる。そのうえで、第１類事業及び第２類事業について、一部対象事業の規模要件を引き下げるなど、対象事業の拡大を図ることにより、環境影響評価制度を強化することが望ましい。

なお、事業者への負担等を考慮し、第２類事業については、環境影響評価に係る手続のうち、計画段階環境配慮手続のみを求めるべきである。

イ 第1類事業

(ア) 風力発電所の設置を対象事業に追加

風力発電所については、再生可能エネルギー固定価格買い取り制度の創設等により注目され、導入が期待される一方で、発生する騒音や低周波音による健康への影響、風車のブレード（羽）への鳥類の衝突といった生物への影響が懸念されることから、法改正により対象事業に新規追加されたものである。

加えて、京都市においては、三山をはじめとする自然景観等への影響も懸念されることから、風力発電所の設置を条例の対象事業に新規追加するべきである。

なお、規模要件については、本市の自然景観保全の必要性や近隣自治体の設定する規模要件等を考慮し、総出力1,500kW以上とすべきである。

(イ) 宅地の造成の事業（開発行為）の規模変更

宅地の造成の事業（開発行為）について現行条例では、特定地域では10ヘクタール以上、その他の地域では20ヘクタール以上を対象としている。

京都市の豊かな自然環境や景観を保全するため、開発行為に係る規模要件については、他の政令市の状況等も勘案し、特定地域では8ヘクタール以上、その他の地域では16ヘクタール以上とすべきである。

(ウ) 建築物の規模変更

延床面積50,000㎡以上の建築物について現行条例では、高さ45メートルを超えるものを対象としている。

京都市では、都市計画法に基づき、京都市中心部における建築物の高さの最高限度を31メートルと定めていることから、この高さ規制との整合を図るため、延床面積50,000㎡以上の建築物の規模要件を、高さ45メートル超から31メートル超に引き下げるべきである。

ウ 第2類事業

第2類事業の対象範囲

現在、要綱に基づき、計画段階環境配慮を求めているのは、京都市が行う事業のみであるが、市有地における民間事業についても、京都市が行う事業と同様に扱うべきと考えることから、計画段階環境配慮を義務付けるべきである。

さらに、開発行為等から京都市内の良好な自然環境を守るため、以下に掲げる民間事業についても対象とすべきである。

○宅地の造成の事業等、都市計画法に規定する開発行為を伴う事業

現行要綱の規模要件を踏襲し「4ヘクタール以上」のものを対象とする。

○別に定める地域で行う事業

生物多様性保全の観点から、希少な動植物の生息に影響を及ぼす地域を「別に定める地域」とし、当該地域においては事業規模に関わらず、全ての事業を対象とする。

(3) その他の事項

ア 工事を複数回に分けた事業への環境影響評価制度の適用

隣接した場所で追加工事を行うなど、大きな事業を複数回に分割して実施する場合、1回あたりの事業規模では条例が規定する対象規模を下回るものの、環境へ影響を与えるおそれがあるので、事業の一体性が明らかであれば、それらの規模を合算し、結果として、対象規模を超える場合には、環境影響評価の実施を義務付けるべきである。

イ 特定地域の拡大

現行条例において、自然環境や景観等の保全のため、関係する法律・条例に基づき指定した都市計画区域外や鳥獣保護区、風致地区、修景地区等の15の地区を「特定地域」と定めている。自然環境の保全を推進するため、これまでの範囲に市街化調整区域を加えるべきである。

資 料 編

参考 1

市民意見募集冊子「京都市環境影響評価等に関する条例改正に向けた考え方」からの抜粋
改正法の主な内容

..... 6

参考 2

市民意見募集冊子「京都市環境影響評価等に関する条例改正に向けた考え方」からの抜粋
条例改正の考え方

..... 7

参考 3

京都市環境影響評価等に関する条例の改正について（諮問）

9

参考 4 ・ 参考 5

京都市環境審議会委員名簿

10

参考 6 ・ 参考 7

京都市環境審議会環境影響評価条例部会委員名簿

12

参考 8

京都市環境審議会・環境影響評価条例部会開催経過

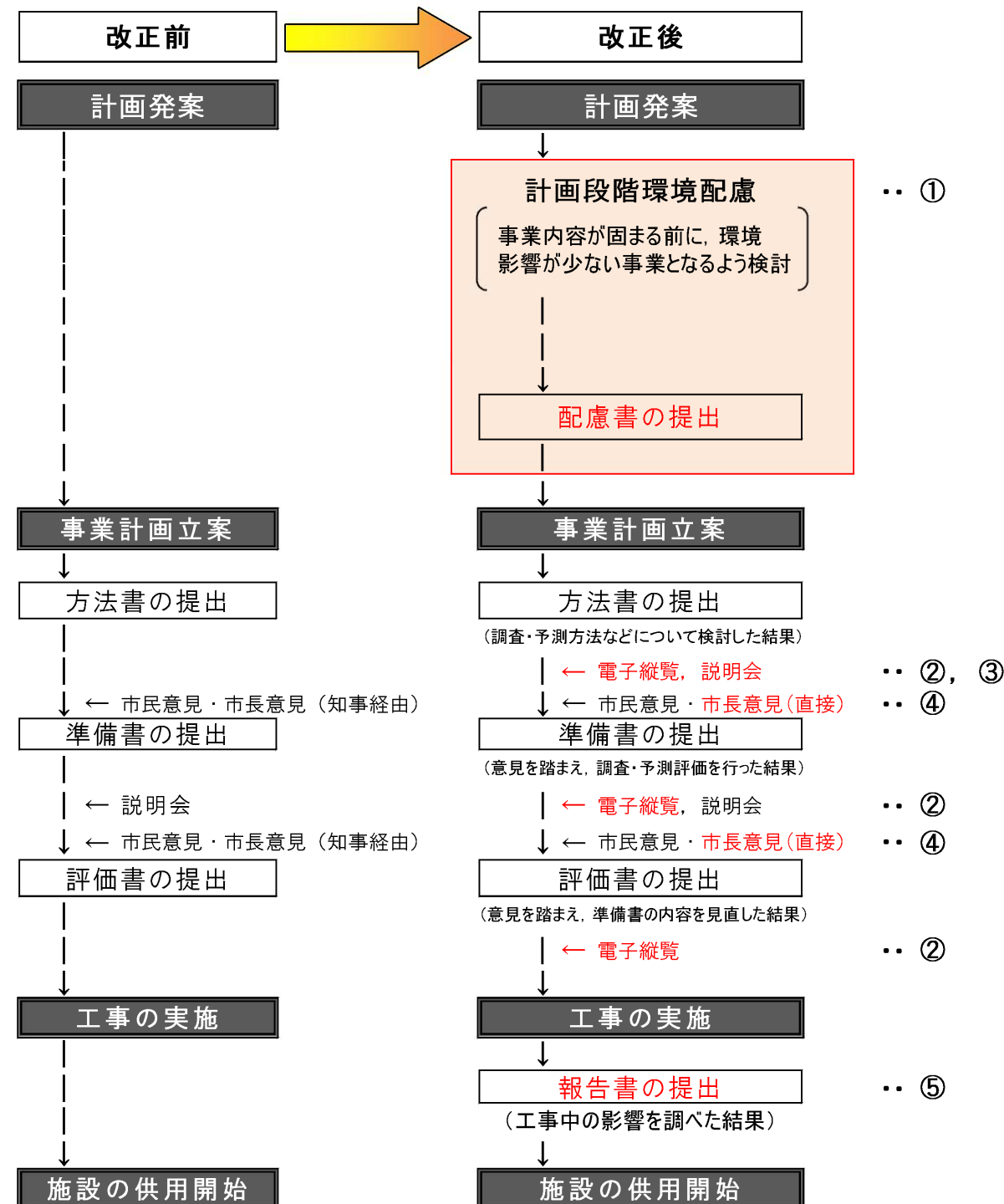
14

改正法の主な内容

平成23年4月に行われた法改正の主な内容は、以下のとおりです。

なお、改正法は平成25年4月に完全施行されますが、これに先立ち、右記の改正点（①～⑤）のうち、②、③、④は、平成24年4月からすでに施行されています。

手続の追加



① 計画段階環境配慮(配慮書)手続を義務化（第3条）

事業の内容が固まる前の早い段階（位置や規模、構造などの検討段階）において、環境への影響が少ない事業となるよう検討を行い、その結果を

「配慮書（計画段階での配慮事項の検討結果）」
として作成、公表することが義務付けられました（「計画段階環境配慮」）。

② 事業者が作成する図書のインターネットによる公表(電子縦覧)の義務化（第7条，第16条，第27条）

事業者が作成する

「方法書（環境への影響の調査・予測の方法）」，
「準備書（調査・評価の結果）」，
「評価書（準備書に市民等の意見を取り入れて見直し）」
については、インターネットによる公表を加えるよう義務付けられました。

③ 環境影響の調査方法(方法書)に関する説明会開催の義務化（第7条）

「準備書」の公表に合わせて住民向けの説明会を行っていましたが、これに加えて、その前段階の「方法書」の提出後にも説明会を開催するよう義務付けられました。

④ 政令市長から事業者への直接の意見提出（第10条，第20条）

環境への影響が政令で定める市域内に限られる場合は、都道府県知事を経由せず、その市長から直接事業者へ意見を述べるできるようになりました。

⑤ 工事中の環境調査結果の公表(報告書)手続を義務化（第38条）

事業（工事）着手後に周辺環境の状態を調査するとともに、その内容や調査により判明した状況に対して講じた対策などを

「報告書（環境保全の措置結果）」
として作成し、工事完了後に公表することが義務付けられました。

対象事業の拡大

風力発電所の設置を対象事業に追加（第2条）

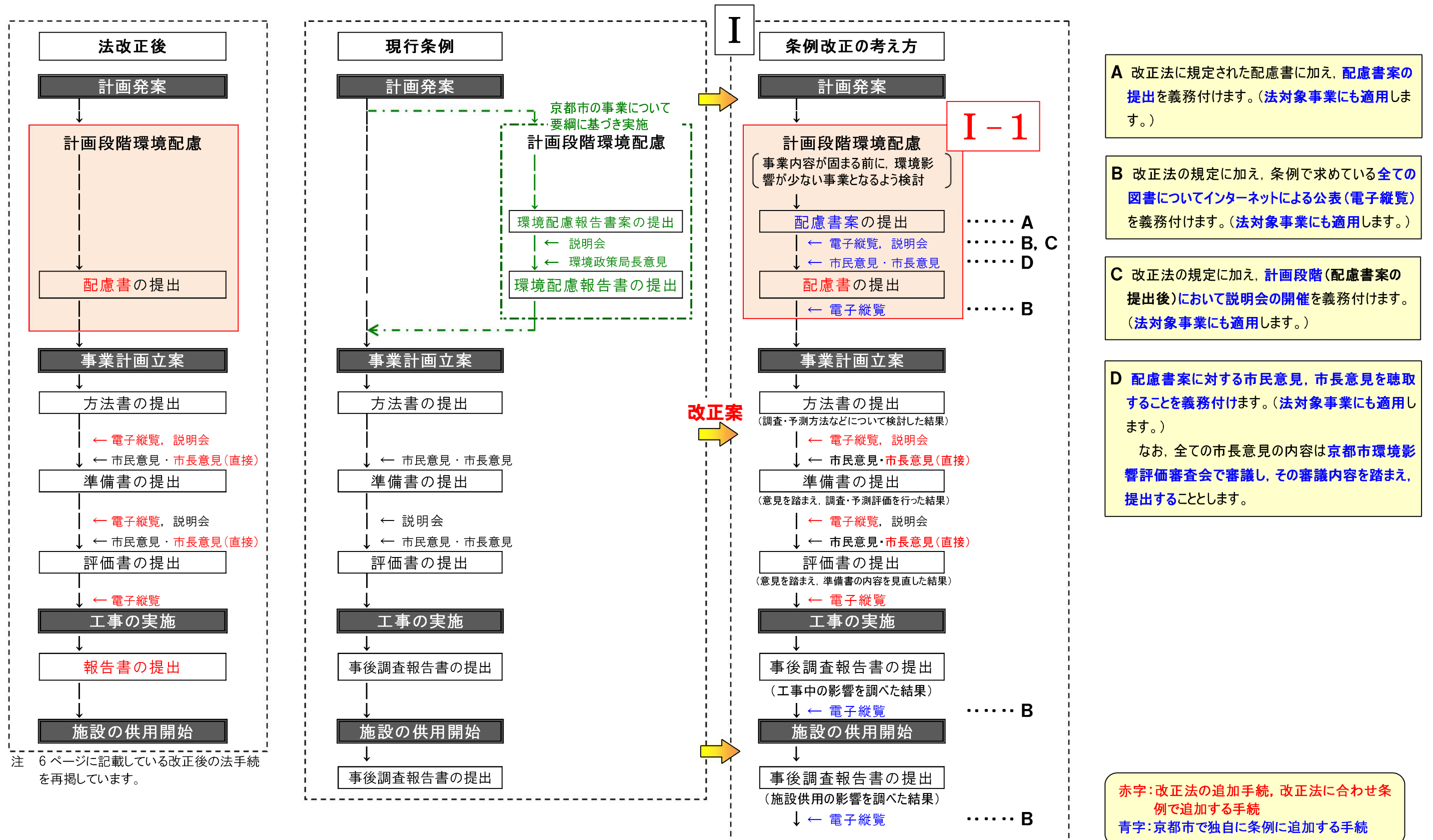
風力発電は、再生可能エネルギーとして導入が期待される一方、騒音や低周波による周辺への環境影響が問題とされていることから、風力発電所の設置が対象事業に追加されました。

条例改正の考え方

参考 2

手続の追加

改正法により新たに追加された「計画段階環境配慮」、「関係図書のインターネットによる公表（電子縦覧）」等の手続を条例に追加することが望ましいと考えます。



対象事業の拡大

京都市の優れた自然や景観をより一層保全するため、京都市独自に、一部の対象事業の規模要件を引き下げ、市有地で実施する民間事業（国等の事業を含む）等についても対象とし、環境影響評価制度を強化することが望ましいと考えます。

現行

主な対象事業	改正前の法対象事業の規模要件		現行条例の規模要件 公共事業、民間事業に関わらず、以下の規模に該当する事業	現行要綱の規模要件 京都市が実施する事業のみ
	第1種事業	第2種事業		
一般国道	4車線以上、かつ長さが10km以上	4車線以上、かつ長さが7.5km～10km	4車線以上、かつ長さが3～7.5km	4車線以上、かつ長さが1.5～3km
鉄道	長さ10km以上	長さ7.5km～10km	長さ7.5km未満	—
飛行場（ヘリポート）	滑走路長2,500m以上	滑走路長1,875m～2,500m	滑走路長1,875m未満	—
廃棄物最終処分場	面積30ヘクタール以上	面積25～30ヘクタール	面積5～25ヘクタール	面積5ヘクタール未満（一般廃棄物に限る）
宅地の造成の事業（開発）	面積100ヘクタール以上	面積75～100ヘクタール	面積20～75ヘクタール（特定地域10～75ヘクタール）	面積4～20ヘクタール（特定地域4～10ヘクタール）
都市公園	—	—	面積20ヘクタール以上（特定地域10ヘクタール以上）	面積5～20ヘクタール（特定山間地域※ ² に限る）
下水道終末処理場	—	—	敷地面積10ヘクタール以上 または 計画処理人口5万人以上	計画処理人口5千人以上
工場	—	—	排ガス量4万m ³ /時以上 または 排水量7,500m ³ /日以上	—
建築物	—	—	高さ45m超 かつ 床面積5万m ² 以上	床面積2千m ² 以上
ごみ処理施設	—	—	ごみ処理施設の処理能力4トン/時以上（焼却施設に限る）	ごみ処理施設の処理能力5トン/日以上（焼却施設は200kg/時以上）
産業廃棄物中間処理施設	—	—	いずれかに該当する施設 ・敷地面積9,000m ² 以上 ・建築面積3,000m ² 以上 ・焼却施設の処理能力4トン/時以上	—



条例改正の考え方

主な対象事業	改正後の法対象事業の規模要件(大規模)		条例対象事業の規模要件	
	第1種事業	第2種事業	第1類事業(中規模) 公共事業、民間事業に関わらず、以下の規模に該当する事業	第2類事業(小規模) 京都市が実施する事業 市有地で実施する民間事業(国等の事業を含む) 民有地で実施するアの民間事業
一般国道	法改正による変更なし		現行条例どおり	現行要綱どおり
鉄道	法改正による変更なし		現行条例どおり	—
飛行場（ヘリポート）	法改正による変更なし		現行条例どおり	—
風力発電所【新規】	出力1万kW以上	出力7,500～1万kW	出力1,500～7,500kW	—
廃棄物最終処分場	法改正による変更なし		現行条例どおり	現行要綱どおり
宅地の造成の事業（開発）	法改正による変更なし		面積16～75ヘクタール（特定地域8～75ヘクタール）	面積4～16ヘクタール（特定地域4～8ヘクタール）ア
都市公園	法改正による変更なし		現行条例どおり	現行要綱どおり
下水道終末処理場	法改正による変更なし		現行条例どおり	現行要綱どおり
工場	法改正による変更なし		現行条例どおり	—
建築物	法改正による変更なし		高さ31m超 かつ 床面積5万m ² 以上	現行要綱どおり
ごみ処理施設	法改正による変更なし		現行条例どおり	現行要綱どおり
産業廃棄物中間処理施設	法改正による変更なし		現行条例どおり	—
その他【新規】	—	—	—	別に定める地域※ ¹ で行う事業ア
手続の方法 ()内の記号は7ページ参照	「条例改正の考え方」に基づく手続(I)を義務付けます。		「条例改正の考え方」に基づく手続(I)を義務付けます。	説明会の開催(C)を除く計画段階環境配慮手続のみ(I-1)を義務付けます。

※1 希少な動植物の生息に影響を及ぼす地域などを想定しています。今後、京都市環境影響評価審査会の審議を経て決定します。

※2 歴史的風土特別保存地区、都市計画区域以外の区域、特別緑地保全地区もしくは自然風景保全地区に指定された区域をいいます。

青字は、対象を拡大する部分



参考 3

環 環 管 第 1 5 号
平成 2 2 年 6 月 3 0 日

京都市環境審議会
会長 内藤正明 様

京都市長 門川 大作



京都市環境影響評価等に関する条例の改正について（諮問）

標記のことについて、下記のとおり諮問しますので、御審議を賜り答申いただきますようお願い致します。

記

（諮問事項）

京都市環境影響評価等に関する条例の改正について

（諮問理由）

本市では、平成 1 1 年 6 月に、規模が大きく環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業について、その事業に係る環境の保全について適正な配慮がなされることを確保すること等を目的として、京都市環境影響評価等に関する条例を施行し、運用してきたところです。

環境影響評価法の改正に向けた国会での審議を踏まえ、京都市環境影響評価等に関する条例の改正について諮問致します。

第8次京都市環境審議会委員名簿

(任期：平成21年2月15日～平成23年2月14日)

氏 名	役 職 名
浅 岡 美 恵	特定非営利活動法人気候ネットワーク代表
青 木 義 照	特定非営利活動法人リアル・リンク・京都専務理事
青 山 吉 隆	広島工業大学環境学部地域環境学科教授
石 野 茂	京都府文化環境部環境政策監
板 倉 豊	京都精華大学環境社会学科教授
遠 藤 有 理	市民公募委員
大 久 保 規 子	大阪大学大学院法学研究科教授
小 川 寛	日本労働組合総連合会京都府連合会副会長
奥 原 恒 興	京都商工会議所専務理事
小 幡 範 雄	立命館大学政策科学部教授
笠 原 三 紀 夫	中部大学総合工学研究所教授
黄 瀬 謙 治	(社)京都工業会専務理事
鞍 掛 孝	京都府中小企業団体中央会専務理事
杵 本 育 生	特定非営利活動法人環境市民代表理事
武 田 隆 司	京都府医師会理事
徳 地 直 子	京都大学フィールド科学教育研究センター准教授
○ 内 藤 正 明	京都大学名誉教授
中 川 恵 美 子	京都市地域女性連合会常任委員
仁 連 孝 昭	滋賀県立大学理事 副学長
布 部 拓 男	(株)京都新聞社論説委員
長 谷 川 雅 巳	市民公募委員
榮 睦 人	京都府警察本部生活安全部長
平 沢 正 信	京都地方気象台長
平 松 幸 三	京都大学名誉教授
深 尾 清 美	二条城北小学校長
船 橋 恵 子	弁護士
松 本 泰 子	京都大学地球環境学堂准教授
山 内 寛	京都市保健協議会連合会会長
山 舗 恵 子	京都リビング新聞社 統括編集長
山 田 春 美	社団法人水環境学会関西支部理事

(○=会長，敬称略)

第9次京都市環境審議会委員名簿

(任期：平成23年7月1日～平成25年6月30日)

氏 名	役 職 名
浅 岡 美 恵	特定非営利活動法人気候ネットワーク代表
池 坊 由 紀	華道家元池坊 次期家元
石 野 茂	京都府文化環境部環境・エネルギー局長
板 倉 豊	京都精華大学大学院人文学研究科教授
内 田 一 郎	京都府警察本部生活安全部長 (平成24年8月～)
大 久 保 規 子	大阪大学大学院法学研究科教授
大 里 茂 美	京都府中小企業団体中央会専務理事 (平成24年8月～)
小 川 寛	日本労働組合総連合会京都府連合会副会長
奥 原 恒 興	京都商工会議所専務理事
小 幡 範 雄	立命館大学政策科学部教授
笠 原 三 紀 夫	京都大学名誉教授
菊 池 正	京都地方気象台長 (平成24年8月～)
北 村 哲 夫	(株)京都新聞社論説委員 (平成23年9月～)
在 間 敬 子	京都産業大学経営学部教授
塩 路 昌 宏	京都大学大学院エネルギー科学研究科教授
島 田 洋 子	摂南大学理工学部住環境デザイン学科准教授
杵 本 育 生	特定非営利活動法人環境市民代表理事
武 田 隆 司	京都府医師会理事
徳 地 直 子	京都大学フィールド科学教育研究センター准教授
○ 内 藤 正 明	京都大学名誉教授
長 畑 和 典	(社)京都工業会環境委員会委員長
仁 連 孝 昭	滋賀県立大学理事 副学長
深 尾 清 美	百々小学校長
牧 野 美 絵	弁護士
松 井 利 仁	京都大学大学院工学研究科准教授
松 尾 聖 子	市民公募委員
村 瀬 克 子	京都市地域女性連合会常任委員
諸 富 徹	京都大学大学院経済学研究科教授
山 内 寛	京都市保健協議会連合会会長
山 舗 恵 子	京都リビング新聞社 統括編集長
湯 本 貴 和	京都大学霊長類研究所
吉 村 朋 子	市民公募委員
鞍 掛 孝	京都府中小企業団体中央会専務理事(～平成24年3月)
寺 井 茂 樹	京都府警察本部生活安全部長 (～平成24年3月)
布 部 拓 男	(株)京都新聞社論説委員 (～平成23年8月)
平 沢 正 信	京都地方気象台長 (～平成24年3月)
松 本 泰 子	京都大学地球環境学准教授 (～平成24年8月)

(○=会長，敬称略)

京都市環境審議会
環境影響評価条例部会 委員名簿
(平成22年6月30日～平成23年2月14日)

委 員 氏 名	役 職 等	専門分野
板 倉 豊	京都精華大学大学院人文学研究科教授	環 境 教 育
大久保 規子	大阪大学大学院法学研究科教授	行政法・環境法
笠原 三紀夫 ◎	京都大学名誉教授	大 気 汚 染
徳地 直子	京都大学フィールド科学教育研究センター准教授	生 態 系
山 田 春美	社団法人水環境学会関西支部理事	水 環 境

◎：部会長

(敬称略)

京都市環境審議会
環境影響評価条例部会 委員名簿
(平成23年7月1日～)

委 員 氏 名	役 職 等	専門分野
板 倉 豊	京都精華大学大学院人文学研究科教授	環 境 教 育
大久保 規子	大阪大学大学院法学研究科教授	行政法・環境法
笠原 三紀夫 ◎	京都大学名誉教授	大 気 汚 染
島 田 洋子	摂南大学理工学部住環境デザイン学科准教授	水 環 境
徳地 直子	京都大学フィールド科学教育研究センター准教授	生 態 系
松 井 利仁	京都大学大学院工学研究科准教授	音環境・騒音

◎：部会長

(敬称略)

京都市環境審議会・環境影響評価条例部会 開催経過

1 環境審議会

平成 22 年 6 月 30 日 平成 22 年度第 1 回環境審議会

○環境審議会へ諮問

平成 24 年 3 月 26 日 平成 23 年度第 2 回環境審議会

○中間とりまとめ案（市民意見募集案）について審議

平成 24 年 9 月 21 日 平成 24 年度第 1 回環境審議会

○答申案について環境影響評価条例部会から説明し、審議

2 環境影響評価条例部会

平成 22 年 9 月 2 日 平成 22 年度第 1 回環境影響評価条例部会

○法改正の概要、条例改正のスケジュール確認

平成 22 年 11 月 25 日 平成 22 年度第 2 回環境影響評価条例部会

○計画段階環境配慮手続の導入等、条例改正案について審議

平成 23 年 1 月 28 日 平成 22 年度第 3 回環境影響評価条例部会

○特定地域の指定等について審議

平成 23 年 11 月 10 日 平成 23 年度第 1 回環境影響評価条例部会

○対象事業の拡大等、条例改正案について審議

平成 24 年 2 月 23 日 平成 23 年度第 2 回環境影響評価条例部会

○中間とりまとめ案について審議

平成 24 年 9 月 12 日 平成 24 年度第 1 回環境影響評価条例部会

○答申案について審議